

復職診断書主治医依頼事項

2024年5月20日

『そもそも論』の第20回は、「復職診断書の作成に当たって主治医に要請する事項」です。前報で述べたように、主治医の考え(働きながら治していったら?)と会社の求める条件(ちゃんと働けるようになってから戻ってきて!)がズレることがしばしばあります。そこで、主治医に復職診断書を書いてもらう時点で、産業医からのメッセージを書面で伝えます。

そこには、

- (1) 会社では産業医が中心となって復職の是非および復職後の措置を検討すること
 - (2) 復職後は雇用契約に基づいて8時間勤務して通常の労務を提供することが求められるため、
 - ① 症状や異常所見が消失もしくは十分に軽快していること
 - ② 気力や体力が充実していること
 - ③ 再発を防止するための策が講じられていること
- の3条件を求めていることを説明します。

注記として、復職前後での心身の激変を緩和するために、復職直後は一時的に就業時間や業務量を軽減すること(職場復帰支援プログラムの一環)も記載します。そして、診断名や復職3条件の達成度、主治医が求める措置を記入してもらいます(添付ファイル)。

このようにして、会社・産業医と主治医に思いのズレが生じないように意思疎通を図るのです。

(復職にあたって)産業医から主治医の先生へのお願い

当該従業員

氏名 _____
生年月日 _____年____月____日
所属 _____株式会社 _____部
職種・役職 _____

担当産業医

氏名 _____

弊社従業員をご治療いただき、ありがとうございました。おかげさまで復職を準備する時期を迎えました。

1. 弊社では産業医が中心となって復職の是非および復職後の就業上の措置を検討いたします。
2. 復職後は雇用契約に基づき所定労働時間(8時間)において通常の労務を提供することが求められるため、以下の3条件を設けております。
 - 1) 症状や異常所見が消失もしくは十分に軽快していること
 - 2) 気力や体力が充実していること
 - 3) 再発を防止するための策が講じられていること

《註》復職前後での心身の激変を緩和するため、復職直後は一時的に就業時間および業務量を軽減いたします(復職支援プログラム)。

つきましては、下記の情報およびご判断をご教示くださいますようお願い申し上げます。

なお、復職診断書をご提出いただいてから約1ヶ月をかけて産業医面談を原則として2度行い、心身の状態および産業医提示課題の履行状況を確認いたします。

~~~~ 記 ~~~

1. 診断名 \_\_\_\_\_
2. 復職条件の達成度
  - 1) 症状や異常所見は消失もしくは十分に軽快しているか? ( はい いいえ )  
(残存症状・所見: \_\_\_\_\_)
  - 2) 気力や体力は充実しているか? ( はい いいえ )
  - 3) 再発防止策は講じられているか? ( はい いいえ )  
(具体的に: \_\_\_\_\_)
3. 就業上必要と思われる配慮  
( \_\_\_\_\_ )
4. その他特記事項  
( \_\_\_\_\_ )

記入日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 主治医氏名: \_\_\_\_\_